



統計調査の「登録調査員」を募集します

問 情報課 広報広聴係 ☎75-2280



多久市では、国が実施する統計調査の業務に従事していただける「登録調査員」を募集しています。

「登録調査員」とは、統計調査員として継続的に活動することを希望し、あらかじめ多久市に登録された人になります。統計調査が実施される際には、優先的に調査活動の依頼をさせていただきます。

■業務の流れ

- ①調査員説明会へ出席
- ↓
- ②担当する調査区を確認
- ↓
- ③調査票の配布と記入依頼・回収
- ↓
- ④回収した調査票の審査・整理・提出



■登録資格

20歳以上の健康な人で、選挙や税務、警察などに直接関係のない人。

※くわしい要件は市ホームページをご覧ください

■登録の流れ

申し出 → 面接 → 登録

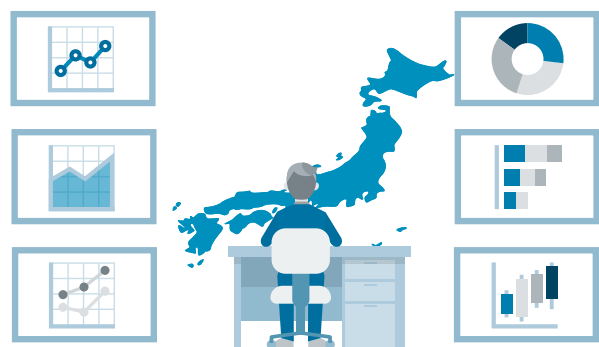
■報酬

調査終了後に報酬を支払います。金額は調査によって異なります。

■主な統計調査（実施年度）

- 住宅・土地統計調査（令和5年度）
- 全国家計構造調査（令和6年度）
- 経済センサス基礎調査（令和6年度）
- 農林業センサス（令和6年度）
- 国勢調査（令和7年度）

■申し込み 随時行っています。



お知らせ

高等職業訓練促進給付金をご利用ください

問 福祉課 こども係 ☎75-6118



ひとり親家庭の母や父が、就職の際に有利となる資格を取得するため、6月以上養成機関で修業する場合に、修業期間の生活の負担を軽減する目的で高等職業訓練促進給付金を支給します。また、養成課程修了後に修了支援給付金を支給します。そのほかにも、受給対象者には貸付制度があります。

- 支給額
- 高等職業訓練促進給付金（月額）
 - 市民税非課税世帯 100,000円
 - 市民税課税世帯 70,500円
 - ※修業期間の最終年度40,000円増額
 - 修了支援給付金
 - 市民税非課税世帯 50,000円
 - 市民税課税世帯 25,000円

■支給期間 修業期間の全期間（上限4年）

■対象者 児童扶養手当の支給を受けている人、または同等の所得水準にあるひとり親家庭の母や父で、過去にこの促進給付金または、同様の給付金を受けていない人

■対象となる資格

看護師、准看護師、助産師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士など

■その他 給付金の支給を希望する人は、市役所1階福祉課こども係へ相談してください。